

第45期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都板橋区清水町36番1号
株式会社KYORITSU 本社8階

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時まで

- ご来場いただいたご出席者へのお土産はとりやめさせていただいております。
- 書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用もよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社KYORITSU

事業領域を拡大し、社会貢献を実現。

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ここに第45期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

変化の激しい現代において、鮮度の高い情報をいち早くお届けすることは、最大の競争優位性となります。私たちは、国内最大級の製造設備と熟練の技術を融合させ、お客様の大切な販促物の圧倒的なスピード供給を実現しております。また、資源の有効活用や環境負荷の低減を徹底し、次世代へ繋ぐ循環型社会の実現に向けて環境事業の規模拡大に努めております。

継続的な企業価値向上のため、収益力を一層強化するとともに、「本質を見抜き、感謝を忘れず、挑戦し続ける」という理念を大切にし、社会的責任を果たしてまいり所存でございますので、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
景山 豊

第45期 定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都板橋区清水町36番1号 株式会社KYORITSU 本社8階
※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

目的事項 報告事項

- 1 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

議決権行使 議決権行使についてのご案内は、次ページ「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第45期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kyoritsu-hd.co.jp/ir/stock/convocation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

招集ご通知につきまして

- 法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご議決権の行使方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参考のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月26日（金）
午前10時開催

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日（木）
午後6時到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木）
午後6時まで

インターネットによる議決権行使について

パソコン又はスマートフォン等から右の議決権行使サイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご登録ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使できます。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 **0120-173-027**

受付時間 9時～21時、通話料無料

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、中長期的な企業価値向上に取り組むことを目的に監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく存じます。これにより、取締役会が職務執行の決定を必要に応じて取締役会に委任することを可能とすることとし、経営の意思決定及び執行の更なる迅速化を図るものがございます。

本移行により、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (削除)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u>	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、 <u>10名以内とする。</u>
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。))は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了までとする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中からその決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。))は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(新設) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設) 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(新設) (監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(新設) (監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設) (監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(新設) (常勤の監査等委員) 第35条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第35条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、監査等委員会設置会社の移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

候補者番号	氏名	年齢	地位	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	かげやま 景山	ゆたか 豊	満56歳 男性	再任 代表取締役社長	3年 100% (12/12回)
2	たさか 田坂	まさひで 優英	満52歳 男性	再任 専務取締役	3年 100% (12/12回)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に関する方針

当社は、創業からの経営理念の実現と企業としての持続的成長を両立するために、取締役会全体として熱意・能力・経験・見識の多様性を確保しながらも、少数精鋭で機動性の高い体制を確立することを取締役の選任に関する方針としています。

また、当社事業の経験や会計等の専門性に富む社内役員と、独立・中立の立場で経営を監督し意見表明を行う社外役員のバランスを保つ体制を採用しています。

(注)1. 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2026年11月1日に更新の予定であります。

1 かげやま ゆたか 景山 豊

再任

取締役在任年数 3年
 所有する当社の株式数 1,148,600株
 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

略歴、地位、担当

1988年4月	未広印刷株式会社（現ダイオーミウラ株式会社）入社	2019年1月	同社執行役員営業統括本部長
2004年4月	共立印刷株式会社入社	2019年6月	同社取締役営業統括本部長
2014年4月	同社第4営業本部長	2021年4月	同社代表取締役社長（現任）
2018年4月	同社執行役員第4営業本部長	2022年10月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職（1社） 共立印刷株式会社代表取締役社長

取締役候補者として選任した理由

景山豊氏は、当社グループの主要事業会社である共立印刷株式会社に入社以降、営業部門に携わり、新規顧客獲得及び既存顧客との関係強化に注力してまいりました。当社においても営業力を向上させることにより、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



1970年3月16日生
満56歳 男性

2 たさか まさひで 田坂 優英

再任

取締役在任年数 3年
 所有する当社の株式数 1,130,700株
 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

略歴、地位、担当

1998年3月	共立印刷株式会社入社	2021年6月	同社取締役管理統括（現任）
2012年4月	同社管理本部経理部長	2022年10月	当社取締役
2018年7月	同社管理本部長	2026年4月	当社専務取締役（現任）
2019年7月	同社執行役員管理本部長		

重要な兼職（7社） 株式会社今野代表取締役社長、株式会社山陰クリエート代表取締役社長
 株式会社暁NEXT代表取締役会長、株式会社インターメディア・コミュニケーションズ代表取締役社長、株式会社東京アド代表取締役会長
 株式会社M&C代表取締役会長、有限会社丸正北海総業代表取締役社長

取締役候補者として選任した理由

田坂優英氏は、当社グループの主要事業会社である共立印刷株式会社に入社以降、管理部門に携わり、経理及び財務等に関する知見と分析力により、当社の持続的な企業価値向上並びにコーポレート・ガバナンスの強化に寄与してまいりました。当社においても事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



1974年2月5日生
満52歳 男性

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者番号	氏名	年齢	地位	取締役/監査役 在任年数	取締役会の出席状況
1	かわじり 川尻 けんぞう 建三	満84歳 男性	新任 社外 独立	常勤監査役	3年 100% (12/12回)
2	ごとう 後藤 ひろゆき 博之	満45歳 男性	新任 社外 独立	取締役	1年 100% (10/10回)
3	ひぐち 樋口 さちよ 佐智代	満63歳 女性	新任 社外 独立	—	一年 —%

監査等委員である取締役の選任に関する方針

当社は、創業からの経営理念の実現と企業としての持続的成長を両立するために、取締役会全体として熱意・能力・経験・見識の多様性を確保しながらも、少数精鋭で機動性の高い体制を確立することを取締役の選任に関する方針としています。

また、当事業の経験や会計等の専門性に富む社内役員と、独立・中立の立場で経営を監督し意見表明を行う社外役員のバランスを保つ体制を採用しています。

(注)1. 監査等委員である各取締役候補者の年齢は、本総会最終時の満年齢となります。

2. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 川尻建三氏、後藤博之氏及び樋口佐智代氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は川尻建三氏、後藤博之氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、樋口佐智代氏は株式会社東京証券取引所の定めるに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2026年11月1日に更新の予定であります。

1 かわじり けんぞう 川尻 建三

新任 社外 独立

取締役/監査役在任年数 3年
所有する当社の株式数 12,400株
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

略歴、地位、担当

1964年4月	東京インキ株式会社入社	2002年6月	同社専務取締役
1996年6月	同社取締役	2010年10月	共立印刷株式会社仮監査役
2000年6月	同社常務取締役	2011年6月	同社常勤社外監査役
		2022年10月	当社常勤社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要

川尻建三氏は、製造業の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



1942年1月18日生
満84歳 男性

2 ごとう ひろゆき 後藤 博之

新任 社外 独立

取締役/監査役在任年数 1年
所有する当社の株式数 0株
取締役会への出席状況 100% (10/10回)

略歴、地位、担当

2004年12月	監査法人トーマツ (現有限責任監査 法人トーマツ) 入所	2022年11月	株式会社大創産業入社 同社内部監査部顧問
2008年6月	公認会計士登録	2023年5月	同社常勤監査役 (現任)
2016年10月	みずほ証券株式会社入社	2025年6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職 (1社) 株式会社大創産業常勤監査役

監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要

後藤博之氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知見を有し、その経歴を通じて培った経験・見識から、当社の経営全般に助言をいただけると考えております。当社のコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただき、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



1980年8月3日生
満45歳 男性

3 ひぐち さちよ 樋口 佐智代

新任

社外

独立

取締役/監査役在任年数 一年
所有する当社の株式数 0株
取締役会への出席状況 — % (—/—回)

略歴、地位、担当

1991年3月 司法書士登録

2014年12月 ひなあい合同事務所開設（現任）

1996年9月 ひぐち司法書士事務所開設



1963年3月9日生
満63歳 女性

※戸籍上の氏名は山下 佐智代

監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要

樋口佐智代氏は、司法書士としての法律に関わる専門的知見を有し、その経歴を通じて培った経験・見識から当社の経営全般に助言を頂けると考えております。

このため、直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社のコーポレートガバナンス及び経営の強化に寄与していただき、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。また、本選任につきましては、取締役会の決議により、監査等委員会の同意を得て就任前にその選任の取消しを行うことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

ひらかわ きよみ
平川 清三

1958年9月20日生 満67歳 男性
所有する当社の株式数 6,000株

略歴

1986年8月 共立印刷株式会社入社

2014年4月 株式会社暁印刷副社長執行役員

2005年10月 同社第3営業本部長

2015年6月 同社代表取締役社長

2008年4月 同社執行役員第1営業本部長

2026年4月 同社顧問（現任）

補欠の監査等委員である取締役候補者として選任した理由

平川清三氏につきましては、当社グループの主要事業会社である共立印刷株式会社に入社以降営業部門に携わり、その後子会社の株式会社暁印刷の代表取締役社長を歴任し、当社グループの事業に精通しております。現在は業務執行の立場を離れた顧問として、経営を俯瞰する客観的な視点を有しております。その豊富な経験に基づき、その職務を適正に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。

(注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。平川清三氏が当社の取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2026年11月1日に更新の予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月29日開催の臨時株主総会の決議により、年額500,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）としておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と定めることとさせていただきたいと存じます。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の職責を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額100,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

また、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の当社臨時株主総会において、年額500,000千円以内としてご承認をいただいております。

また、2023年6月29日開催の第42期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額30,000千円以内として、ご承認いただき現在に至っております。

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

また、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案通り承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、現行の取締役に対する報酬限度額と同額の年額500,000千円以内とされます。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬の決定について、2023年6月29日開催の第42期定時株主総会決議と同様の内容において、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案及び第2号議案の承認が得られた場合、取締役（監査

等委員である取締役を除く。)は2名となり、対象取締役は2名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株を上限としたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとしたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定したします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものとしたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとしたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除したします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得したします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得したします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得したします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとしたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2023年6月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、その概要は事業報告 4. 会社役員に関する事項 4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株を上限としており、発行済株式の総数に対する希釈化率は0.4%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得の環境改善が見られるなか、インバウンド消費などもあり緩やかな回復基調で推移している一方、中東情勢の緊迫化により原油関連の枯渇・価格上昇に伴い更なる物価高が見込まれるなど、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下において当社グループは、主力であるプリントメディア事業において印刷市場全体の縮小傾向が続くなか、品質管理や設備の改善に努めることで顧客満足の徹底に努めつつ、内製化を加速させることで利益率向上に取り組んでおります。また成長事業と位置付けている情報デジタル事業におきましては、関連するグループ各社の特性を活かした販促ソリューションの融合に取り組むことで得意先への提案力強化に努めると共に、技術力や生産性の発展に取り組んでおります。環境事業におきましては、生分解性プラスチック製造販売やマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルなど様々な環境商材の生産に取り組みながら、引き続きM&Aによるリサイクルネットワークの構築に努めております。BPO事業につきましては、多種多様な商材をタイムリーに提供できる体制を整え、得意先の利便性を強化するためにシステム化や倉庫環境の改善に取り組み、多様な小売店や施設との取引拡大に努めております。今後も引き続き、グループ全体のシナジー効果を高めつつ設備投資やM&Aにより事業拡大に努めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高が前期と比べ25億6千7百万円（6.4%）増収の429億2千万円、営業利益は1億5千5百万円（12.5%）増益の14億5百万円、経常利益は1億4千7百万円（12.9%）増益の12億9千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4億5千8百万円（64.1%）増益の11億7千4百万円になりました。

連結業績ハイライト

	2025年3月期 (百万円)	2026年3月期 (百万円)	前期比増減率
売上高	40,353	42,920	6.4%
営業利益	1,249	1,405	12.5%
経常利益	1,145	1,292	12.9%
親会社株主に帰属する 当期純利益	715	1,174	64.1%

売上高の事業別の状況

情報デジタル事業	<ul style="list-style-type: none">・DMサービス・電子書籍事業・総合広告代理業・映像制作・WEB広告・WEBマーケティングなど	<p>購買履歴を活用した個人情報関連のダイレクトメール媒体が堅調な受注環境にあるなか、M&Aによってデジタルマーケティング会社をグループ会社化したことで、WEB広告に加えてテレビや新聞、ラジオなどのマス媒体広告など販促ソリューションの融合を狙いとする体制構築に取り組んでおります。売上高は、107億9千1百万円（前年同期比19億4百万円増収）、セグメント利益は6億1千万円（前年同期比7千3百万円減益）になりました。</p>
プリントメディア事業	<ul style="list-style-type: none">・カタログ・チラシ・パンフレット・書籍・雑誌など	<p>印刷市場規模の縮小基調が続くなか、当社グループでは大ロット案件を高品質・短納期で生産可能な体制を維持することで受注量確保に努めながら、内製化を進めることで固定費の削減や生産性の向上に取り組んでおります。売上高は、292億9百万円（前年同期比1億6千6百万円減収）、セグメント利益は8億6千9百万円（前年同期比1億7千8百万円増益）になりました。</p>
環境事業	<ul style="list-style-type: none">・生分解性プラスチック製造事業・プラスチック類再生事業・RPF燃料製造事業・一般・産業廃棄物処理事業など	<p>昨年10月より札幌にある産業廃棄物処理会社をグループ化することで全国リサイクルネットワークを構築しつつ、生分解性プラスチックの製造販売に加えて、擬木などのマテリアルリサイクルやRPF燃料のサーマルリサイクル設備の充実を図り、受注量の増加に努めております。売上高は、19億9千2百万円（前年同期比4億2千9百万円増収）、セグメント利益は2億4千万円（前年同期比6千万円増益）になりました。</p>
B P O 事業	<ul style="list-style-type: none">・ロジスティック事業・商業流通事業など	<p>小売店舗で使用消耗資材の保管発送業務において、取り扱い店舗の拡大と顧客が使用する発注システムの利便性を高めると共に、多種多様な得意先に対してより良いサービスを提供するために取扱い品目の増加や倉庫の充実に取り組んでおります。売上高は、9億2千7百万円（前年同期比3億9千9百万円増収）、セグメント利益は8千5百万円（前年同期比8千3百万円増益）になりました。</p>

2 対処すべき課題

当社グループは、企業として継続的な社会貢献を果たすべく、持続的な利益追求と健全な財務管理を不可欠な要素と捉え、主に下記の課題に注力いたします。

1 品質保証と労働環境への取り組み

品質保証は当社グループの原点であり、品質と生産性向上によりお客様の信頼を得ることで、収益向上にも努めております。これは製造業のみに関わらず、各事業においても共通した認識として取り組んでおり、製造時および完成品の厳格な確認や日々の設備メンテナンスの徹底に加え、適切な設備投資、AX化の推進や啓蒙活動を通じて、高品質な製品の提供に注力し、ハード・ソフトの両面から、安定した高水準のモノづくりを継続できる製造体制の確立に努めております。

また、労働環境については、温暖化や労働市場が変化するなか、安全安心な職場環境を整えるために時代に合った仕組みづくりと設備投資を行ってまいります。

2 事業の発展に向けた取り組み

当社グループは、経済情勢や市場環境が今までにないスピード感で変化していくなか、2022年10月にホールディングス体制を採用し、従来の印刷・製本事業だけでなく、データを活用したマーケティングや幅広い販促ソリューションの提案、そして環境事業などへ事業領域を拡大することで企業の持続的な発展を目指しています。

また、多種多様な人材の登用やポートフォリオ経営を進め、グループ全体で事業シナジーを高めてまいります。

3 財務の健全化に向けた取り組み

当社グループは、製造業としての設備投資や事業領域拡大に向けたM&A投資のための安定的な資金確保を目指し、各事業会社における適切な利益追求を徹底しております。また、金利や為替の変動リスクへ備えるために自己資本比率を向上させるとともに、余剰資金を成長分野へ投資するなど、健全な財務体質の管理に取り組んでおります。

4 環境への取り組み

当社グループは、環境事業の発展に向け、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルなどの事業の取り組みを強化するとともに、製造時における電気、ガス、廃棄物などの環境負荷低減に努め、省エネルギー・低CO2の次世代に繋がる製造体制を目指しています。そのため、デジタル化による生産性の向上や設備の省エネルギー化、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの取り組み、全社的な省エネルギー活動を継続しています。

また、自然に還る生分解性プラスチックの製造といった技術研究にも取り組んでおります。

3 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は18億4千5百万円であり、その主なものは、印刷・製本機械設備の更新投資であります。

4 資金調達の状況

該当する事項はありません。

5 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

6 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
共立印刷株式会社	500百万円	100%	総合印刷業
株式会社暁印刷	100百万円	100%	総合印刷業
株式会社西川印刷	43百万円	100%	総合印刷業
株式会社暁NEXT	11百万円	100%	デジタルコンテンツ制作
株式会社今野	10百万円	100%	生分解性プラスチック製品
株式会社山陰クリエイト	36百万円	100%	プラスチック類再生事業 RPF燃料製造事業 一般・産業廃棄物処理事業
株式会社東京アド	30百万円	100%	総合広告代理業
株式会社M&C	5百万円	100%	WEB広告、WEBマーケティング
有限会社丸正北海総業	5百万円	100%	産業廃棄物処理事業
株式会社インターメディア・ コミュニケーションズ	10百万円	100%	不動産賃貸業 生分解性プラスチック製品の販売

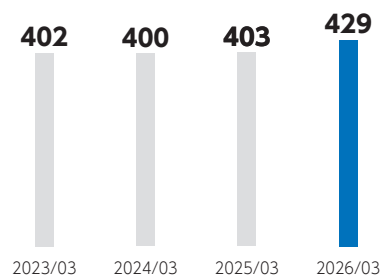
②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
共立印刷株式会社	東京都板橋区清水町36番1号	8,175,982 千円	25,902,495 千円

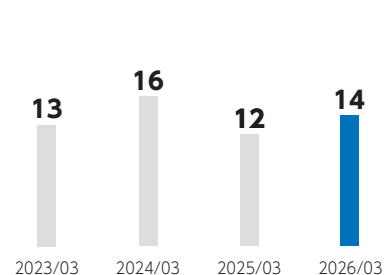
7 財産及び損益の状況の推移

		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	(億円)	402	400	403	429
営業利益	(億円)	13	16	12	14
営業利益率	(%)	3.3	4.1	3.1	3.3
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	4	9	7	11
総資産当期純利益率 (ROA)	(%)	1.1	2.1	1.7	2.9
自己資本当期純利益率 (ROE)	(%)	2.8	5.5	4.1	6.6
総資産	(億円)	428	428	422	410
純資産	(億円)	161	170	176	177
自己資本比率	(%)	37.6	39.7	41.7	43.3

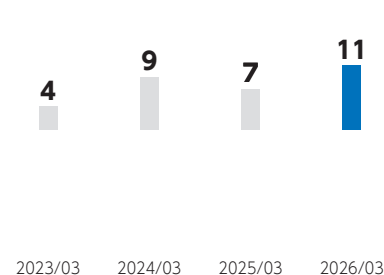
売上高(億円)



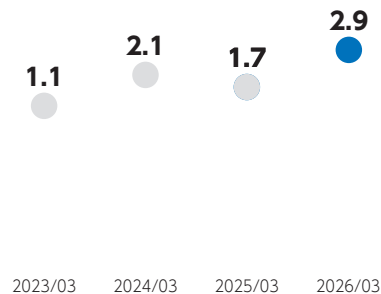
営業利益(億円)



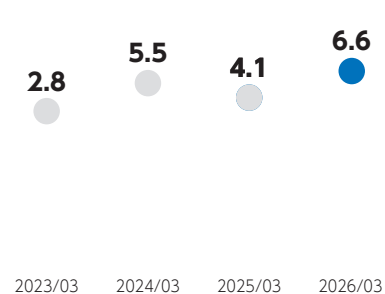
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)



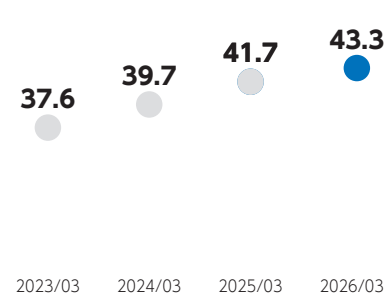
総資産当期純利益率 ROA (%)



自己資本当期純利益率 ROE (%)



自己資本比率 (%)



8 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を管理しております。子会社におきましては、「情報デジタル事業」「プリントメディア事業」「環境事業」「BPO事業」その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な製品及びサービスは次のとおりであります。

種 類 別	主 要 製 品
情報デジタル事業	DMサービス、電子書籍事業、総合広告代理業、映像制作、WEB広告、WEBマーケティング等
プリントメディア事業	カタログ、チラシ、パンフレット、書籍、雑誌等
環境事業	生分解性プラスチック製造事業、プラスチック類再生事業、RPF燃料製造事業、一般・産業廃棄物処理事業等
B P O 事業	ロジスティック事業、商業流通事業

9 主要な営業所及び工場

① 当社	本社	東京都板橋区
② 子会社		
共 立 印 刷 (株)	本社 本庄第1・2・3工場 児玉第5工場 児玉第6工場 児玉第7工場 情報出力センター 本庄ロジスティックセンター	東京都板橋区 埼玉県本庄市 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県児玉郡上里町 埼玉県本庄市
(株) 暁 印 刷	本社 埼玉工場	東京都板橋区 埼玉県入間郡
(株) 西 川 印 刷	本社 植木工場	熊本県熊本市 熊本県熊本市
(株) 今 野	本社・工場	埼玉県本庄市
(株) 暁 N E X T	本社	東京都板橋区
(株) 山 陰 ク リ エ ー ト	本社	鳥取県米子市
(株) 東 京 ア ド	本社	東京都港区
(株) M & C	本社	東京都港区
(有) 丸 正 北 海 総 業	本社	北海道札幌市
(株) インターメディア・コミュニケーションズ	本社	東京都板橋区

10 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
626名	△2名	43歳0ヶ月	14年7ヶ月

11 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,883,166 千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,955,166 千円
株式会社りそな銀行	1,529,666 千円
株式会社日本政策投資銀行	1,437,500 千円
株式会社商工組合中央金庫	1,316,196 千円
株式会社三井住友銀行	769,666 千円
株式会社横浜銀行	505,500 千円

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1 発行済株式の総数

49,235,000株 (うち、自己株式の数7,237,050株)

2 株主数

13,435名

3 大株主 上位10名

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
野田勝憲	3,469,120	8.26
共栄会	2,767,100	6.59
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,351,600	5.60
東京インキ株式会社	2,273,500	5.41
株式会社小森コーポレーション	2,030,000	4.83
井奥貞雄	1,820,000	4.33
タイハイ株式会社	1,500,000	3.57
景山豊	1,148,600	2.73
田坂優英	1,130,700	2.69
KYORITSU社員持株会	1,123,500	2.68

(注)1 当社は、自己株式6,687,050株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、「株式給付信託 (J-E S O P)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」という。) が、当社株式550,000株を保有しております。信託E口が所有する当社株式につきましても、自己株式に含めております。

2 持株比率は当社所有の自己株式 (6,687,050株) と信託E口所有の当社株式 (550,000株) を控除して計算しております。

4 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な資金を確保しつつ、配当性向30%以上を目標に、株主のみなさまに対する安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としています。

	中間配当	期末配当
配当財産の種類	金銭	金銭
1株当たり配当額	4円00銭	4円00銭
配当総額	170,713千円	167,991千円
効力発生日	2025年12月8日	2026年6月8日

4. 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

1 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	景山 豊	共立印刷株式会社代表取締役社長
取締役	田坂 優英	株式会社今野代表取締役社長 株式会社山陰クリエイト代表取締役社長 株式会社暁NEXT代表取締役会長 株式会社東京アド代表取締役会長 株式会社M&C代表取締役会長 有限会社丸正北海総業代表取締役社長 株式会社インターメディア・コミュニケーションズ代表取締役社長
取締役	藤本 三千夫	
取締役	後藤 博之	株式会社大創産業常勤監査役
常勤監査役	川尻 建三	
監査役	窪川 秀一	公認会計士・税理士 四谷パートナーズ会計事務所代表パートナー
監査役	中村 恵一郎	

(注1) 取締役藤本三千夫氏及び後藤博之氏は、社外取締役であります。

(注2) 常勤監査役川尻建三氏、監査役窪川秀一氏及び中村恵一郎氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役窪川秀一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 取締役藤本三千夫氏及び後藤博之氏並びに監査役川尻建三氏、窪川秀一氏及び中村恵一郎氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

3 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を2022年10月1日の取締役会において定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬等により構成されており、報酬等の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業績に属する企業の報酬水準を踏まえて取締役会で決議し、代表取締役社長が報酬等の種類ごとの比率の目安を基に決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝4：2：1であります。

取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、業績その他の理由により、必要に応じて取締役会の決議に基づき減額の措置を取るものとします。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみとし、監査役の協議によって決定しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の株主総会の決議において年額500,000千円となっており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の株主総会の決議において年額100,000千円となっております。

また、当該金銭報酬枠の範囲内で、2023年6月29日開催の第42期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額30百万円以内、株式の上限を年200,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長景山豊が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた評価配分としております。当該権限は各取締役の自己評価、全役員による取締役会の実効性に関するアンケート結果、業績及び個々の業務執行状況を基に決定されていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	譲渡制限付株式	
取締役 (社外取締役を除く)	104,749	104,749	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	7,200	7,200	—	—	—	3
社外監査役	10,800	10,800	—	—	—	3

業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に對して業績連動報酬を導入いたしました。業績連動報酬は金銭による報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて支給するものとしています。連結営業利益の目標値及び業績連動報酬等の算出方法は各事業年度の利益計画策定時に取締役会で決議しています。

非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図るため、取締役に對して譲渡制限付株式を交付しております。社内規定で定めた割当株式数の限度内で、業績及び市況等を判断基準とし、割り当ての可否を含め割当株式数を取締役会で決議のうえ、毎年一定の時期に割り当てるものとします。

5 社外役員に関する事項

他の法人等の役員との兼任状況

役職	氏名	兼任先	兼任の内容
取締役	後藤 博之	株式会社大創産業	常勤監査役
監査役	窪川 秀一	四谷パートナーズ会計事務所	代表パートナー

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

役職	氏名	
取締役	藤本 三千夫	当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しており、紙専門商社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。
取締役	後藤 博之	当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しており、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知見から適宜発言をしております。

当該事業年度における主な活動状況

役職	氏名	取締役会の出席状況	監査役会の出席状況	発言状況
取締役	藤本 三千夫	100% (12/12回)	—	紙専門商社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。
取締役	後藤 博之	100% (10/10回)	—	公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知見から適宜発言をしております。
常勤 監査役	川尻 建三	100% (12/12回)	100% (12/12回)	製造会社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。
監査役	窪川 秀一	100% (12/12回)	100% (12/12回)	公認会計士及び税理士としての経験及び専門的見地から適宜発言をしております。
監査役	中村 恵一郎	100% (12/12回)	100% (12/12回)	企業経営者としての経験に基づき適宜発言をしております。

(注) 後藤博之氏の取締役会出席状況は、就任日（2025年6月27日）以降2026年3月31日までに開催された取締役会を対象としております。

5. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

三優監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これを妥当であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勧告し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス基本方針」の周知徹底に努める。
- ② 法令及び当会社の規模・業務を踏まえた取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ③ 当会社の代表取締役及び管理統括取締役は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、当会社の取締役会の決定及び社内規程に則り業務を執行する。
- ④ 当会社及び連結子会社を含む当会社の子会社から成る企業集団（以下、グループという。）の全役職員に対して、法令等に関する知識の習得及び遵守の徹底を図るため、研修を実施する。
- ⑤ 法令上疑義のある行為について、グループの全役職員が直接相談・情報提供できる公益通報窓口（社員ホットライン）を有効活用し法令定款違反行為の未然防止に努める。
- ⑥ 「財務報告基本方針」の着実な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保しうる体制の整備運用に努める。
- ⑦ 市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 当会社の取締役会事務局が株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る文書を一括・集中して保存・管理する。
- ② 当会社の取締役会事務局は、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じ上記文書を適宜閲覧、謄写できるように管理する。
- ③ 上記文書の保存・管理状況については、当会社の監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ全体のリスク管理に関する各種方針を策定し、この方針に添ったリスク管理体制（リスク管理規程の策定を含む。）を整備構築する。
- ② グループを構成する各会社において全社的なリスクの洗い出しを行い、各リスクの性格・影響等の分析を行ったうえで、個々のリスクへの対応策を作成する。
- ③ 地震等の不測の事態が発生した場合に備え、グループの全役職員の緊急安否確認システムを導入するとともに緊急時社内体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① グループを構成する各会社の取締役は、グループの各種プロジェクトを通じて、グループの全役職員が共有する全社的目標の浸透を図り、その進捗状況の管理を行う。
- ② 当会社の取締役の任期を1年とするとともにその員数を少なくすることにより、経営上の重要課題に迅速かつ適切な決定を行いうる業務執行体制を確保する。

5. 当会社及び当会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程を定め、一定案件については当会社の事前承認及び当会社への報告を義務づけるとともに当会社の管理統括取締役が指導・監督を行う。
- ② 当会社の子会社（以下、子会社という。）の取締役及び監査役を当会社から派遣し、当会社の取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、当会社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- ③ グループのリスクについては、グループ経営会議において定期的に協議を行い、グループ全体でリスクの把握及び管理を図る。
- ④ 当会社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に報告の機会を設け、グループ全体の監査の充実、強化を図る。
- ⑤ 子会社は、自社の規模、事業の性質、機関設計その他各子会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当会社の監査役職務を補助する監査役会事務局の職務については、当会社のコンプライアンス業務を所管する管理本部の所属員が兼務してこれを行う。また、当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する要請をしたときは、当社の代表取締役はその都度当該監査役との間で意見交換を行う。
- ② 当会社の監査役会事務局の所属員は当会社の監査役の指揮命令に服し、当会社の取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当会社の代表取締役は、当会社の監査役職務を補助する監査役会事務局の所属員の人事異動・評価・懲戒等に関しては、当会社の監査役との間で意見交換を行う。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① グループの全役職員は、法令定款に違反する事実又は当会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき（グループの他の役職員からこれらの事実の報告を受けた場合を含む。）には、当会社の監査役に対して当該事実を直ちに報告する。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規定を設ける。
- ② グループの全役職員は、当会社の監査役又はグループ各社の監査役から担当する業務の執行状況について報告を求められたときには、速やかに報告する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当会社の監査役は、必要の都度当会社の代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当会社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、意見を述べることができ、これに加え、内部監査の実施状況について定期的に報告を受けるものとする。
- ③ 当会社の監査役は、当会社の会計監査人の当会社の取締役からの独立性の確保に留意するとともに、定期的に当会社の会計監査人と会合を持ち意見及び情報交換を行い、連携を強化する。
- ④ 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。なお、予算の額を超過することを理由として当該費用等の支弁を拒むことはできないものとする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主要な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。その他、監査役会は12回、リスクマネジメント委員会は2回開催いたしました。
- ② 当社は子会社を含む当社グループ全役員に対して、「コンプライアンス基本方針」に基づき必要なコンプライアンスについて社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための継続的な取り組みを行っております。また、当社グループの公益通報窓口（社員ホットライン）については、社外役員で構成される監査役会において、内部通報の体制強化を行うとともに、役職員が常時携帯する「KYORITSUグループ社員のしおり」に記載するなど周知を継続しております。
- ③ 当社の危機管理に関する事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスクマネジメント委員会を設置し、年2回開催いたしました。リスクマネジメント委員会では、情報セキュリティに関して、ISMS事務局等と連携し、情報の漏えい防止のための組織的・人的・物的・技術的セキュリティ対策を講じ、また、役職員の意識の向上に関する活動も継続的に行っております。
- ④ グループ各社の取締役及び監査役の兼任、管理本部によるグループ各社への業務支援、関係会社管理規程に基づく重要な事項についての報告・協議の実施、内部監査室による内部監査の実施等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。
- ⑤ 監査役は、取締役会への出席、監査役監査の実施により内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室及び子会社監査役など内部統制に係る組織と定期的に報告会を実施することで、より効率的な内部統制の運用について積極的な連携を図っております。

7. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	18,094,782	流動負債	13,822,700
現金及び預金	8,189,423	支払手形及び買掛金	3,417,128
受取手形	82,652	電子記録債務	3,655,163
売掛金	6,473,012	1年内返済予定の長期借入金	4,512,986
電子記録債権	1,336,072	リース債務	389,639
棚卸資産	1,401,650	未払法人税等	479,061
その他	645,593	賞与引当金	227,854
貸倒引当金	△33,621	その他	1,140,868
固定資産	22,949,096	固定負債	9,451,671
有形固定資産	16,623,463	長期借入金	7,619,830
建物及び構築物	5,546,967	株式給付引当金	20,845
機械装置及び運搬具	2,243,306	リース債務	826,571
土地	7,533,453	繰延税金負債	32,370
リース資産	1,045,380	退職給付に係る負債	883,700
建設仮勘定	23,383	資産除去債務	37,865
その他	230,972	その他	30,488
無形固定資産	2,198,304	負債合計	23,274,372
のれん	1,985,385	純資産の部	
その他	212,919	株主資本	17,047,498
投資その他の資産	4,127,327	資本金	3,393,842
投資有価証券	3,164,912	資本剰余金	3,394,528
繰延税金資産	134,039	利益剰余金	11,576,995
長期貸付金	550,000	自己株式	△1,317,867
退職給付に係る資産	13,225	その他の包括利益累計額	722,050
その他	304,437	その他有価証券評価差額金	645,534
貸倒引当金	△39,287	退職給付に係る調整累計額	76,516
繰延資産合計	42	純資産合計	17,769,549
創立費	42	負債純資産合計	41,043,921
資産合計	41,043,921		

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		42,920,314
売上原価		37,726,823
売上総利益		5,193,490
販売費及び一般管理費		3,788,167
営業利益		1,405,322
営業外収益		
受取配当金	81,906	
その他	38,195	120,102
営業外費用		
支払利息	196,198	
その他	36,648	232,847
経常利益		1,292,578
特別利益		
固定資産売却益	1,445	
投資有価証券売却益	966,655	
その他	5,266	973,367
特別損失		
固定資産売却損	1,372	
固定資産除却損	81,461	
減損損失	277,423	
その他	28,291	388,549
税金等調整前当期純利益		1,877,396
法人税、住民税及び事業税	764,905	
法人税等調整額	△61,679	703,225
当期純利益		1,174,170
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,174,170

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,393,842	3,394,528	10,748,252	△1,008,080	16,528,542
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△345,427		△345,427
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,174,170		1,174,170
自 己 株 式 の 取 得				△309,787	△309,787
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計		—	828,742	△309,787	518,955
当 期 末 残 高	3,393,842	3,394,528	11,576,995	△1,317,867	17,047,498

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,051,771	63,028	1,114,800	17,643,343
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△345,427
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,174,170
自 己 株 式 の 取 得				△309,787
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△406,237	13,487	△392,749	△392,749
当 期 変 動 額 合 計	△406,237	13,487	△392,749	126,205
当 期 末 残 高	645,534	76,516	722,050	17,769,549

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

連結子会社の名称	共立印刷株式会社	株式会社今野	株式会社バツハベルク
	株式会社暁印刷	株式会社暁NEXT	株式会社東京アド
	株式会社西川印刷	株式会社山陰クリエート	株式会社M&C
	有限会社丸正北海総業		
	株式会社インターメディア・コミュニケーションズ	その他2社	

株式会社M&C、有限会社丸正北海総業については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称 株式会社竹崎 三栄印刷株式会社

株式会社竹崎、三栄印刷株式会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等につきまして、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

該当事項はありません。

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 株式会社竹崎 三栄印刷株式会社

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 … 移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品 … 個別法

原材料 … 移動平均法

貯蔵品 … 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 … 主に定額法
(リース資産を除く) なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産 … 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に備えて、当連結会計年度の負担する支給見込額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金 … 従業員及び当社子会社の役職員への当社株式の給付に備えて、当連結会計年度の負担する株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

・情報デジタル事業

主に、顧客からの発注に基づく広告・販売促進に関するサービスの提供、顧客からの発注に基づくデジタルコンテンツ作成と、配信によるデジタルコミックスの販売を行っています。顧客からの発注に基づくサービスや製品については、主に媒体に広告出稿がされた時点や顧客に製作物や製品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。また、配信によるデジタルコミックスの販売については、顧客の運営する配信サービスのユーザーが顧客よりデジタルコンテンツを購入・支払をした時点で履行義務が充足されますが、当該収益の認識は顧客からの売上報告に基づき不確実性が解消された時点で収益を認識しております。なお、一部の配信によるデジタルコミックスの販売について、当社グループの履行義務は、他の当事者によりサービスが提供されるよう手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね6か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・プリントメディア事業

主に顧客からの発注に基づきチラシやカタログ、書籍や雑誌などの印刷、製本及び加工業務等を行っています。このような業務については顧客に製品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね6か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・環境事業

主に顧客からの発注に基づく生分解性プラスチックフィルムの製造及び販売やプラスチックのリサイクルによるRPF燃料の製造及び販売等を行っています。当該業務は製品を納品した時点で履行義務が充足されるものの、出荷時から納品までの期間が通常の期間であると判断していること

から、出荷時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね1か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・ BPO事業

主に顧客との契約に基づき顧客の販促資材や消耗品を発送・保管・管理する業務を行っています。発送業務については、製品を納品した時点で履行義務が充足されるものの、出荷時から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、出荷時点で収益を認識しています。保管・管理業務については役務の提供を一定期間履行する契約であり、月次で収益を認識しています。なお、取引の対価は収益の認識時点から概ね1か月以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年以内の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る資産及び負債並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	16,623,463千円
繰延税金資産	134,039千円
のれん	1,985,385千円

(有形固定資産)

当社グループは原則として会社ごとにグルーピングを行っており、遊休資産等については個別にグルーピングを行っております。資産グループごとに減損の兆候が識別された場合には、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、それをもとに減損損失の認識を行うかどうかの判定を行っております。

減損の兆候の識別及び認識に当たっては慎重に検討しておりますが、環境の変化等により、その見積りの額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来追加で減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断においては、将来の課税所得を合理的に見積もっており、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対しては評価性引当額を計上しております。しかしながら、回収可能性の判断の前提とした諸条件に変化があり、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産の減額が必要となる可能性があります。

(のれん)

のれんは被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。当該のれんを含む資産グループに減損の兆候が識別された場合には、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、それをもとに減損損失の認識を行うかどうかの判定を行っております。

減損の兆候の識別及び認識に当たっては事業計画における売上見込額や将来の成長率等に基づいて慎重に検討しておりますが、環境の変化等により、その見積の額を前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来追加で減損処理が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	539,323千円
仕掛品	389,676千円
原材料及び貯蔵品	472,651千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,441,944千円	(1,124,180千円)
機械装置及び運搬具	0千円	(0千円)
土地	3,493,002千円	(3,081,246千円)
計	4,934,946千円	(4,205,427千円)

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,968,475千円	(2,171,803千円)
長期借入金	5,248,693千円	(4,480,393千円)
計	8,217,168千円	(6,652,196千円)

上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(3) 営業保証等として担保に供している資産

定期預金	26,508千円
計	26,508千円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	23,236,274千円
----------------	--------------

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

1. 減損損失を認識した資産グループの内容

用 途	種 類	場 所
印刷設備等	機械装置、建物附属設備等	埼玉県本庄市
製本設備等	機械装置、建物附属設備等	埼玉県本庄市
本 社	建物、建物附属設備等	熊本県熊本市
—	の れ ん	東京都港区

2. 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

ただし、処分が決定された資産、又は、将来の使用が見込まれていない遊休資産等独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものは、個別の資産グループとして取り扱っております。

3. 減損損失の認識に至った経緯

共立印刷株式会社の工場において、今後使用見込みのない遊休資産について、回収可能価額まで減額しております。また、株式会社西川印刷の本社移転に伴い今後使用見込みのない本社事務所について、回収可能価額まで減額しております。

当社完全子会社である株式会社M&Cにつきまして、株式取得の際に将来の超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、直近の市場環境等を踏まえ、事業計画の見直しを行った結果、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、取得時に計上したのれんについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

4. 減損損失の内訳

種 類	金 額
有形固定資産	
建物及び構築物	98,794千円
機械装置及び運搬具	68,255千円
その他	373千円
無形固定資産	
のれん	110,000千円
合 計	277,423千円

5. 回収可能価額の算定方法

有形固定資産の回収可能価額については、正味売却価額をゼロとして算定しております。のれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュフロー（割引率1.6%）に基づき算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	49,235,000	—		—		49,235,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,556,550	1,680,500		—		7,237,050

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,130,500株

株式給付信託 (J-ESOP) による取得による増加 550,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

以下の配当金の金額は、株式会社KYORITSUの最終株主名簿に記載又は記録された株主に対して支払われております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通 株式	174,713	4.0	2025年3月31日	2025年6月9日
2025年10月31日 取締役会	普通 株式	170,713	4.0	2025年9月30日	2025年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通 株式	167,991	4.0	2026年3月31日	2026年6月8日

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に総合印刷事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経理財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 売掛金	6,445,435	6,445,435	－
② 受取手形	82,300	82,300	－
③ 電子記録債権	1,330,379	1,330,379	－
④ 投資有価証券 その他有価証券	2,279,121	2,279,121	－
⑤ 支払手形及び買掛金	(3,417,128)	(3,417,128)	(－)
⑥ 電子記録債務	(3,655,163)	(3,655,163)	(－)
⑦ 長期借入金	(12,132,816)	(12,067,296)	(△65,519)
⑧ リース債務	(1,216,211)	(1,201,988)	(△14,222)

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「④投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	885,791千円

(注3) ① 売掛金、② 受取手形並びに③ 電子記録債権については、対応する貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	2,279,121	—	—	2,279,121
資産計	2,279,121	—	—	2,279,121

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	6,445,435	—	6,445,435
受取手形	—	82,300	—	82,300
電子記録債権	—	1,330,379	—	1,330,379
資産計	—	7,858,115	—	7,858,115
支払手形及び買掛金	—	3,417,128	—	3,417,128
電子記録債務	—	3,655,163	—	3,655,163
長期借入金	—	12,067,296	—	12,067,296
リース債務	—	1,201,988	—	1,201,988
負債計	—	20,341,576	—	20,341,576

※ 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(注1) 有価証券及び投資有価証券・・・上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しています。

(注2) 売掛金・受取手形・電子記録債権・・・これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

(注3) 支払手形及び買掛金・電子記録債務・・・これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

(注4) 長期借入金及びリース債務・・・長期借入金及びリース債務は元利金の合計額を、当期に実施した長期借入金及びリース債務の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

7. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	情報デジタル 事業	プリントメデ ィア事業	環境事業	BPO事業	合計	
売上高						
顧客との契約か ら生じる収益	10,791,340	29,209,071	1,992,123	927,778	42,920,314	42,920,314
外部顧客への 売上高	10,791,340	29,209,071	1,992,123	927,778	42,920,314	42,920,314

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「3.会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	423円11銭
1株当たり当期純利益	27円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,630,179
現金及び預金	1,613,250
前払費用	4,643
その他	12,285
固定資産	24,272,315
有形固定資産	0
工具、器具及び備品	0
無形固定資産	7,300
ソフトウェア	7,300
投資その他の資産	24,265,014
関係会社株式	14,440,488
関係会社長期貸付金	8,666,012
投資有価証券	1,141,253
その他	17,260
資産合計	25,902,495

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,320,275
1年内返済予定の長期借入金	4,269,690
未払金	10,118
未払費用	10,611
賞与引当金	820
その他	29,036
固定負債	7,514,262
長期借入金	7,485,610
退職給付引当金	1,624
株式給付引当金	585
繰延税金負債	26,443
負債合計	11,834,538
純資産の部	
株主資本	13,978,657
資本金	3,393,842
資本剰余金	10,119,027
資本準備金	862,787
その他資本剰余金	9,256,240
利益剰余金	1,783,654
利益準備金	750
その他利益剰余金	1,782,904
繰越利益剰余金	1,782,904
自己株式	△1,317,867
評価・換算差額等	89,299
その他有価証券評価差額金	89,299
純資産合計	14,067,956
負債純資産合計	25,902,495

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		669,910
営業費用		337,860
営業利益		332,050
営業外収益		
受取利息	269,917	
その他	415	270,333
営業外費用		
支払利息	202,310	
その他	21,975	224,285
経常利益		378,097
特別損失		
投資有価証券売却損	21,711	
関係会社株式評価損	139,461	
その他	1,225	162,398
税引前当期純利益		215,699
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	△8,724	△7,514
当期純利益		223,214

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,393,842	862,787	9,256,240	10,119,027	750	1,905,117	1,905,867
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△345,427	△345,427
当 期 純 利 益						223,214	223,214
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△122,213	△122,213
当 期 末 残 高	3,393,842	862,787	9,256,240	10,119,027	750	1,782,904	1,783,654

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,008,080	14,410,657	△31,785	△31,785	14,378,872
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△345,427			△345,427
当 期 純 利 益		223,214			223,214
自 己 株 式 の 取 得	△309,787	△309,787			△309,787
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			121,084	121,084	121,084
当 期 変 動 額 合 計	△309,787	△432,000	121,084	121,084	△310,915
当 期 末 残 高	△1,317,867	13,978,657	89,299	89,299	14,067,956

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法に基づく原価法

2. 収益の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び関係会社からの受取配当金となります。当社の履行義務は各子会社との契約に基づき経営指導を継続的に提供することであり、当該履行義務は時の経過に応じて充足されることから、経営指導料は契約期間にわたって収益を認識しております。なお、関係会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	14,440,488千円
--------	--------------

(関係会社株式)

関係会社株式は、対象会社の財政状態が著しく悪化した場合に、実質価額が将来の利益計画等により回収可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額し、当該金額を関係会社株式評価損として計上しております。

将来の不確実な状況変化により、事業計画における売上見込額や将来の成長率等の仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,961,803千円	(2,171,803千円)
長期借入金	5,190,393千円	(4,480,393千円)
計	8,152,196千円	(6,652,196千円)

銀行借入債務の担保として、共立印刷株式会社の資産を担保に供しております。共立印刷株式会社の担保に供している資産は以下のとおりです。

建物	1,048,274千円	(850,800千円)
構築物	281,549千円	(273,380千円)
機械及び装置	0千円	(0千円)
土地	3,479,787千円	(3,081,246千円)
計	4,809,611千円	(4,205,427千円)

上記のうち () 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	3,242千円
--------	---------

3. 取締役、監査役に対する金銭債務

金銭債務	603千円
------	-------

4. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	1,709千円
----------------	---------

5. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	669,910千円
営業費用	24,200千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	218,107千円
支払利息	46,166千円

2. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損	139,461千円
-----------	-----------

関係会社株式評価損は、連結子会社である株式会社M&Cの株式に係る評価損であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式	7,237,050株
--------------------------------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	14,302千円
未払事業税等	5,305千円
控除対象外消費税	287千円
未払費用	359千円
株式報酬費用	7,328千円
その他	997千円
繰延税金資産小計	28,579千円
評価性引当額	△7,512千円
繰延税金資産合計	21,067千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	47,510千円
繰延税金負債合計	47,510千円
繰延税金負債純額	26,443千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	共立印刷 株式会社	東京都 板橋区	500,000	総合 印刷業	(所有) 直接 100.0%	経営指導料	141,996	—	—
						資金の貸借(注1)	△2,250,410	関係会社 長期貸付金	6,400,000
						利息の受取(注1)	185,715	—	—
						利息の支払	46,166	—	—
						債務の被保証(注2)	11,580,300	—	—
						被担保提供(注3)	8,152,196	—	—
						金銭配当の受取	400,003	—	—
子会社	株式会社 西川印刷	熊本県 熊本市	43,000	印刷業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付(注1)	280,000	関係会社 長期貸付金	480,000
子会社	株式会社竹崎	東京都 板橋区	9,400	貴金属 リサイクル	(所有) 直接 100.0%	貸付金の返済(注1)	250,000	関係会社 長期貸付金	550,000
子会社	株式会社 インターメディア・ コミュニケーションズ	東京都 板橋区	10,000	不動産 賃貸業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付(注1)	—	関係会社 長期貸付金	500,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び資金の借入にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2. 当社の銀行借入に対して共立印刷株式会社より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。

3. 当社の銀行借入に対して共立印刷株式会社より土地及び建物の担保提供を受けております。取引金額には、銀行借入の期末残高を記載しております。なお、当社は担保提供料の支払いは行っておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	景山 豊	当社の 代表取締役社長	(被所有) 直接2.70%	貸付金の返済(注)	50,366	役員貸付金	—
役員	田坂 優英	当社の取締役	(被所有) 直接2.65%	貸付金の返済(注)	50,366	役員貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付及び資金の借入にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

また、期末残高には、短期役員貸付金及び長期役員貸付金を含めて記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 2.収益の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	334円97銭
1株当たり当期純利益	5円23銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社KYORITSU

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 川 村 啓 文
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 伯 洋 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KYORITSUの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KYORITSU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社KYORITSU

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 村 啓 文
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 伯 洋 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KYORITSUの2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社KYORITSU 監査役会

常勤社外監査役 川尻 建三 ㊟
社外監査役 窪川 秀一 ㊟
社外監査役 中村恵一郎 ㊟

以上

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス

1 基本的な考え方

当社は、企業経営の適法性と効率性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営上の最優先課題と位置付け、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制やしぐみを整備し、利益を最大限確保してまいります。

2 経営体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、2026年3月末時点で取締役会は取締役4名、監査役会は監査役3名で構成しています。経営の透明性確保に努め、独立した客観的な立場からの意見を取り入れた経営判断を行うために、社外取締役 名を採用しています。監督の独立性を高めるため、監査役は、全員社外監査役とし、社外監査役は中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、積極的な提言を行っています。

3 経営における主な方針

収益計画の基本的な方針

当社グループは、顧客のために品質の高い製品を提供する環境に配慮した価値創造企業を目指し、厳しい市場環境に対し、部門及び案件ごとの正確な収益分析及び緻密な稼働計画を基礎に、そこで得た課題を社内体制の変革に繋げ利益を確保することを、収益計画の基本的な方針としています。

資本政策の基本的な方針

当社グループは、顧客満足の徹底を目指し、より最適な設備及びサービスを整えるための事業計画に基づいて、必要となる十分な資金を確保するとともに、資本構成を安定的に維持することを、資本政策の基本的な方針としています。

(ご参考)

CSRレポート

私たちは、地球環境保全が人類の生活基盤に関わる重要な課題と捉え、
かけがえのない地球のために環境保全活動に一丸となって取り組み、
社会、地域に貢献します。

私たちにできるスケールで、持続可能な取り組みを進めています。

■ 気候変動への対策

地球温暖化は、全人類が取り組むべき課題です。当社グループでは、カーボンニュートラル実現に向けた様々な取り組みを進めています。

当社グループの各工場では、最適なメンテナンス基準の確立による切替時間の短縮など電気・ガスの使用低減に取り組み、CO2排出の少ない省エネルギーな製品の製造を追求しています。

さらなる設備の省エネ化や社員の節電の取り組みを継続し、製品にかかる環境負荷の低減に努め、カーボンニュートラルの未来を担います。

■ ダイバーシティの考え方

KYORITSUグループは、地域、性別、年齢、学歴、宗教、価値観の多様性を受け入れ広く有能な人材を発掘し、その一人ひとりの能力やアイデアを尊重する企業を目指し、女性や地方出身者も長く、安心して活躍できる環境を整えてまいりました。

さらに2019年より、共立印刷株式会社では外国人技能実習生の受け入れを開始しています。帰国後に母国の印刷産業を牽引する人材を育成し、将来的なアジアの印刷産業発展への貢献を目指します。

■ 女性の活躍について

KYORITSUグループでは、現在、営業や制作、管理部門だけではなく、工場においても多くの女性が働いています。

平等な評価で女性管理職・女性リーダーの登用を行い、ビジネスにおける女性のキャリア形成を目的とした研修・手当てを実施するなど、女性の活躍を推進しています。

■ 労働者の雇用の安定及び職業生活の充実について

KYORITSUグループでは、年齢にかかわらず必要な人材の確保を行っており、新卒採用だけではなく、中途採用も適宜実施しています。中途採用者については、職務遂行能力を考慮し柔軟な処遇対応を行っております。

株主総会会場のご案内

日時 2026年6月26日(金) 午前10時(受付開始 午前9時)
会場 株式会社KYORITSU 本社8階
(東京都板橋区清水町36番1号)



交通

都営三田線「板橋本町駅」(A2出口より)……徒歩5分
お身体の不自由な株主様は、エレベーターのある(A1出口、A3出口)をご利用ください。
改札出口にて当社社員がご案内させていただいておりますのでお気軽にお尋ねください。

株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Webサイトで、KYORITSUグループの事業や最新のIR・CSR情報、株主メモをご覧ください。
<https://www.kyoritsu-hd.co.jp/>

